

平成22年5月18日

大磯町議会議長 山田喜一 殿

可燃ごみ収集事業者決定に関する調査特別委員会

委員長 三澤龍夫

### 特別委員会調査報告書

本特別委員会に付託の事件について調査の結果、別紙のとおり決定したので会議規則第73条の規定により報告します。

(別紙)

## 1. 調査の趣旨

本町の平成 21 年度可燃ごみ収集運搬委託の執行にあたり、可燃ごみ収集運搬事業者の決定に不明確なところがあるため、その決定の経過と結果を明確にし、不適正な事実があればそれを是正、改善させるために調査するものである。

## 2. 特別委員会の設置

(1) 設置決議 平成 21 年 6 月 12 日定例会（最終日）

(2) 委員会の定数 6 名

(3) 委員長 三澤 龍夫

副委員長 鈴木 京子

委員 高橋 英俊、竹内 恵美子、柴崎 茂、土橋 秀雄

## 3. 調査事件

平成 21 年度の大磯町の可燃ごみ収集事業者決定について

## 4. 特別委員会の開催状況

年月日	会議名	会議内容
平成 21 年 6 月 15 日 午後 1 時から	第 1 回特別委員会	1 正副委員長の互選について 委員長に三澤龍夫議員、副委員長に鈴木京子議員 が互選された。 2 今後の進め方について ・ 町側から資料の提出と説明員として関係職員 の出席を求めることにした。

<p>6月26日 午前9時30分 分から</p>	<p>第2回特別委員会</p>	<p>1 可燃ごみ収集事業者決定に関する調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 副町長から町長の文章の代読があった。</li> <li>・ 提出された資料の説明後、質疑を行った。</li> <li>・ 町側及び事業者3社に資料の提出を求めることにした。</li> <li>・ 次回、町長と副町長を証人として出席を求めることにした。</li> </ul>
<p>7月15日 午後1時30分 分から</p>	<p>第3回特別委員会</p>	<p>1 可燃ごみ収集事業者決定に関する調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 証人として出席した町長、副町長に尋問を行った。</li> <li>・ 提出された町資料の説明後、質疑を行った。</li> <li>・ 次回、参考人として2名の出席を求めることにした。</li> </ul>
<p>8月4日 午前9時30分 分から</p>	<p>第4回特別委員会</p>	<p>1 可燃ごみ収集事業者決定に関する調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出席した参考人の野島嘉章氏に意見を求めた。</li> <li>・ 本日の出席を辞退した田中敏治氏に次回出席を求めることにした。</li> <li>・ 前回提出された町資料について質疑を行った。</li> </ul>
<p>8月27日 午後1時30分 分から</p>	<p>第5回特別委員会</p>	<p>1 可燃ごみ収集事業者決定に関する調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出席された参考人の田中敏治氏に意見を求めた。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>野島嘉明氏から7月15日の副町長の発言に対し陳謝を求める要請が特別委員会にあったが、審議の結果、各委員の意見を委員長名で副町長に伝えることにした。</li> </ul>
10月6日 午前9時30分 分から	第6回特別委員会	1 可燃ごみ収集事業者決定に関する調査について <ul style="list-style-type: none"> <li>今までの内容の検討と参考人の意見内容の確認等を行った。</li> </ul>
10月29日 午前9時30分 分から	第7回特別委員会	1 可燃ごみ収集事業者決定に関する調査について <ul style="list-style-type: none"> <li>8月27日の副町長に伝える文書の内容を決定し、本日付で届けることにした。</li> <li>今までの疑問点等について質疑を行った。</li> <li>町側の業者決定に至った経過の正式文書の提出を求めた。</li> </ul>
平成22年 1月18日 午前9時30分 分から	第8回特別委員会	1 可燃ごみ収集事業者決定に関する調査について <ul style="list-style-type: none"> <li>提出された町資料の説明後、質疑を行った。</li> <li>野島嘉明氏から委員長に出された要望書はその内容を会議録に記録して残すことにした。</li> </ul>
3月25日 午前9時30分 分から	第9回特別委員会	1 可燃ごみ収集事業者決定に関する調査について <ul style="list-style-type: none"> <li>野島嘉明氏からの要望書は、当該内容をより具体化したものの提出を依頼したが、本人から返事がないためこれ以上のことはしないことにした。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今までの疑問点等について質疑を行った。</li> </ul>
4月15日 午前9時30分 分から	第10回特別委員会	1 可燃ごみ収集事業者決定に関する調査について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査報告書について審議を行った。</li> </ul>
5月18日 午前9時30分 分から	第11回特別委員会	1 可燃ごみ収集事業者決定に関する調査について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査報告書について審議を行った。</li> </ul>

#### 4-(2). 勉強会及び打合会

- (1) 平成21年 6月18日 (木) 午後1時30分から
- (2) 平成21年 7月30日 (木) 午前9時30分から
- (3) 平成21年 9月17日 (木) 午前10時から
- (4) 平成21年10月16日 (金) 午後3時から
- (5) 平成21年10月29日 (木) 午前9時から
- (6) 平成21年12月11日 (金) 午後3時30分から
- (7) 平成22年 1月29日 (金) 午前9時から
- (8) 平成22年 4月22日 (木) 午後1時30分から
- (9) 平成22年 5月13日 (木) 午前9時30分から

#### 5. 証人、参考人、説明員の出席等

- (1) 証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項

大磯町長 三好 正則

平成21年7月15日『脅迫めいた電話を受けたということについて』

大磯町副町長 吉川 重雄

平成 21 年 7 月 15 日『柴崎議員の質問を制限してくれとの要求について』

(2) 参考人として出席を求めた者、意見を求めた事項

野島 嘉章

平成 21 年 8 月 4 日『大磯町長が脅迫めいた電話を受けたということについて』

(有)田中秀男商店社長 田中 敏治

平成 21 年 8 月 4 日欠席『柴崎議員の質問を制限してくれとの要求について』

平成 21 年 8 月 27 日

①『平成 21 年 1 月 11 日前後に副町長と会談し、今後の契約を話し合った件  
について』

②『柴崎議員の質問を制限してくれとの要求について』

(3) 執行機関として出席を求めた者、説明の概要

①【出席を求めた者】副町長、環境経済課長、みなと・国県道推進室長、  
環境経済課主幹（前美化センター所長）、環境経済課職員

【説明の概要】可燃ごみ収集に係わることについて

②【出席を求めた者】建設課長、政策課長

【説明の概要】がけ崩落の件について

③【出席を求めた者】財政課長

【説明の概要】契約行為について

6. 記録、資料の提出

(1) 地方自治法第 100 条 1 項で提出を求めた記録

平成 21 年 6 月 26 日特別委員会への提出資料

① 資料①-1 予算執行伺書（可燃ごみ収集運搬委託（その 1））

- ② 資料①-2 予算執行伺書（可燃ごみ収集運搬委託（その2））
- ③ 資料②-1 入札の経過調書（可燃ごみ収集運搬委託（その1））
- ④ 資料②-2 入札の経過調書（可燃ごみ収集運搬委託（その2））
- ⑤ 資料③-1 事業者からの提案書（リネックス有限会社）
- ⑥ 資料③-2 事業者からの提案書（有限会社田中秀男商店）
- ⑦ 資料③-3 事業者からの提案書（有限会社内田商事）
- ⑧ 資料③参考資料 これからの収集運搬のあり方の提案について

（起案文書）

- ⑨ 資料④-1 契約書（可燃ごみ収集運搬委託（その1））
- ⑩ 資料④-2 契約書（可燃ごみ収集運搬委託（その2））
- ⑪ 資料⑤-1 美化センター随意契約業務の入札見直しについて（11/21）
- ⑫ 資料⑤-2 美化センター随意契約業務の入札見直しについて（2/27）
- ⑬ 資料⑥ 可燃ごみ収集運搬委託の執行について（報告書）
- ⑭ 資料⑦ 過去10年間の歴代の（環境）美化センター所長の名簿

平成21年7月15日特別委員会への提出資料

- ① 長谷川がけ崩れの経過書
- ② 可燃ごみ収集運搬業者決定に掛かる経過書

平成22年1月18日特別委員会への提出資料

- ① 要望資料1 可燃ごみ収集事業者決定に関する選定基準について
- ② 要望資料2 柴崎茂議員 一般質問の内容及び対応状況について
- ③ 要望資料3 今後の随意契約の仕組みづくりについて
- ④ 要望資料4 町道幹28号線沿いの道路用地に駐車していた案件等に関する経過

⑤ 要望資料5 がけ崩れの経過書の修正について

⑥ 要望資料6 がけ崩れに伴う写真一式

(2) 地方自治法第100条10項で提出を求めた記録

なし

(3) 事業者から提出を求めた資料、自主的に提出した資料

- ①会社概要、②従業員数（臨時雇用も含む）、③各種保険の記録（雇用保険、健康保険等）、④収集ルート（町内の収集ルートを地図にしたもの）、運行管理表（日報、月報、年報等で走行距離のわかるもの）、⑤年間給与支払報告書（給与支払額がわかるもの）

(4) 執行機関に提出を求めた資料、自主的に提出した資料

- ①プロポーザル方式に使った「これからのごみ収集業務のあり方の提案」関係一式、②今回の契約の時系列一覧

(5) 議会事務局で用意した資料

- ① 町の主張と参考人2人の主張の対比表

(6) 本特別委員会に対し要望されたもの又は提出された要望書

- ① 参考人「野島嘉章氏」が「がん首を揃えておけ」という副町長の発言に対し謝罪を求めた要望  
② 参考人「野島嘉章氏」から提出された「可燃ごみ収集運搬業者決定に係る問題」と題する要望書

7. 委員派遣

なし

## 8. 調査の内容と結果

### (1) 調査事項の現状

平成 21 年度における可燃ごみ収集事業者は、平成 20 年度に契約していた 2 社のうち、1 社が有限会社田中秀男商店からリネックス有限会社になった。しかしリネックス有限会社は、可燃ごみ収集にかかるごく一部を除く大半について有限会社田中秀男商店からの出向契約というかたちで支払いをし、有限会社田中秀男商店の車及び社員が可燃ごみの収集を行っている。

### (2) 調査により明確になった点と特別委員会の判断

この特別委員会構成は 6 名で、その内訳は特別委員会設置に賛成の者 3 名、反対の者 3 名であった。

調査の結果、可燃ごみ収集事業者の決定について、平成 20 年度に随意契約していた事業者から平成 21 年度については新たな事業者へ変更して随意契約を行ったが、事業者を変更したことについて、6 月議会定例会における三澤議員の質問に対する答弁は形式上の答弁に終始したことが判明した。

事業者選定に関して、本特別委員会の冒頭で副町長が読み上げた町長からの書面において、従来の事業者を他の事業者に代えることになったのは、「町有地の不法占有問題」、「鉄千地の逆有償による町への損害事件」、「町長への脅迫めいた電話」を参考にしたと町から説明があった。

特別委員会では、資料に基づいて調査したところ、「鉄千地の逆有償による町への損害事件」については、町からの指導により処理されていたことが確認できた。「がけ崩落」に関する事業者のがけの修復については町・県の指導の下に処理されていたことが確認できた。しかし、「町長への脅迫めいた電話」の件は参考人の「行っていない」に対して、副町長は脅しの電話と「受け止めた」との食い違いがあり、他の参考人と副町

長が面会した回数、目的及び内容についても食い違いがあった。

また、事業者を変更することについては、金銭の授受等の不正により変更したとは考えられないが、決定までの流れは副町長と担当者の答弁に整合性は認められなかった。

町側の答弁の中で、1月の時点で4月からの契約を外す事業者に対して事業協力の打診をしたことを副町長も認めているところである。また、副町長は、一般質問で提案書により選定を行ったと答弁していたが、本特別委員会において提案書の提出以前に実質的な選定が行われたことが明らかとなった。このことは提案書が事業者選定において無意味であったことを示している。

ただ、契約行為については随意契約であり、理事者の判断に委ねられるところであるため、特別委員会における答弁で不正とまでは判断できない。

しかしながら、随意契約は、そのときの事業者との関係における感情的な思考によって事業者を決定できるものの説明責任は伴うものである。今回は、説明責任がまったく果たされておらず、不適切な行為であった。

参考人と副町長の答弁の食い違いの件については、調査権のみで検察権のない本特別委員会ではこれ以上の調査を続けることによってその相違が解消される保証はないので、記録に留めることのみとする。

ただ、これらの相違が事業者決定の大きな要素であったことが町側の主張であることをもってすると、事実の確認に進展が望めないことは残念である。

### (3) 調査事項に対する改善意見

随意契約の見直しという観点から事業者選定に進んだことと思われるが、そのようなことを行うなら、事前に筋の通る公正・普遍的な基準および手続きを決め、それに沿って事を進めるべきで、先に変更ありきの手法は慎むべきである。

今後も契約行為は続くわけであるから、契約の透明性、合理性に十分に配慮し、説明

責任を果たせる契約行為を行うことが必要である。

最後に、議会答弁については、議会は執行機関の行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が、すべて適法・適正に、しかも公平・効率的に、そして民主的になされているかどうかを批判し監視することを使命としていることから、真摯な答弁をされるよう、強く求める。

## 9. 証言拒否等

### (1) 証人の出頭拒否

#### ①証人の出頭拒否

なし

### (2) 証人の証言拒否の状況

なし

### (3) 虚偽の証言、自白の状況

なし

### (4) 記録の提出拒否の状況

なし

### (5) 宣誓拒否の状況

なし

## 10. 告発

### (1) 告発の状況

なし

### (2) 告発取下げ

なし

## 11. 調査経費

合計 103,564 円

### (1) 費用弁償

平成 21 年 8 月 4 日出席の野島嘉章に対する費用弁償

出席報酬 1,500 円、交通費 170 円×往復=340 円 計 1,840 円

平成 21 年 8 月 27 日出席の田中敏治に対する費用弁償は本人受取辞退

### (2) 会議録反訳料

3 回分（平成 21 年 6 月 15 日、6 月 26 日、7 月 15 日） 計 101,724 円

## 12. その他

### (1) 証人に対する公示送達

なし

### (2) その他

特別委員会開催時の副町長の発言について、参考人から謝罪を求めたことについては特別委員会として副町長に文書で連絡した。